

東北大学研究教育基盤技術センター先端電子顕微鏡センター設備等使用料算出 基準に関する申合せ

制 定 平成20年10月22日

最終改正 平成26年8月25日

先端電子顕微鏡センターの設備等使用料は、利用形態に応じて次に定める基準に基づいて算出する。

記

1. 算出の基本的な考え方

平成19年6月29日付「国立大学法人東北大学物品の貸付料算出基準について」により、基準となる額を算出する。

2. 利用者の分類

先端電子顕微鏡センターでは、利用者を利用形態に応じて次のように分類する。

2-1 甲種利用

学内利用者（本基準 2-2 および 2-3 を除く）

2-2 乙種利用

ナノテク融合技術支援センターにおいて定める公開事業を行う利用者を指す。

2-3 丙種利用

ナノテク融合技術支援センターにおいて定める非公開事業を行う利用者

3. 料金表および使用料金算出基準

先端電子顕微鏡センターでは、使用する設備について別途添付する料金表に応じて使用料金を徴収する。使用料金は利用形態に応じて次に示す方法で算出する。

3-1 課金対象時間単位

先端電子顕微鏡センターの利用は一日8時間を単位とし、使用料は日単位で請求する。

3-2 甲種利用

本基準 2-1 項で定める甲種利用者に対する使用料は乙種利用額の65%とする。

3-3 乙種利用

本基準 2-2 項で定める乙種利用者に対する使用料は次の経費を算出の根拠とする。

- (a) 運転等消耗品費
- (b) 保守点検等経費
- (c) 光熱水料

3-3 丙種利用

本基準 2-3 項で定める丙種利用者に対する使用料は次の経費を算出の根拠とする。

- (a) 運転等消耗品費
- (b) 保守点検等経費
- (c) 光熱水料
- (d) 運転技術職員もしくは研究支援員の人件費相当額
- (e) 東北大学財務部が裁定する貸付基礎額